⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 13 February, 2015 (tenders brought with 12 : 00 13 February, 2015 or submitted by mail : 12 : 00　13 February, 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Katsumi Egashira, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月19日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（負）環状６号線西五反田地区及び下目黒地区街路築造工事

⑶　工事場所　東京都品川区西五反田二丁目～目黒区下目黒二丁目

⑷　工事内容　都道環状６号線（山手通り）の整備

①　街路築造工　約１ｋｍ
（道路照明工（照明柱　76基）を含む）

②　電線共同溝工　約２ｋｍ

③　横断歩道橋（上下部）撤去設置工　１橋
・既設歩道橋撤去　一式
・鋼製歩道橋製作・架設　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から1,460日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
・施工方法については、技術提案の範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　次の各号を満たす単体又は２者の共同企業体であること。

①　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された共同企業体であること。

②　首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は代表者と構成員で構成された共同企業体であること。

⑶　平成11年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績(元請けに限る。)を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者
・市街地（ＤＩＤ相当）における街路築造工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における電線共同溝敷設工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である（以下同じ。）。

②　共同企業体の代表者以外の構成員
・街路築造工事

⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、(以下「配置予定技術者」という。)を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は平成27年６月１日(月)を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成11年度以降に以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
・街路築造工事

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

㋐　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届け出の義務

㋑　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

㋒　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑹　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑺　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑽　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。